

平成27年第4回  
美唄市議会定例会会議録  
平成27年12月4日（金曜日）  
午前10時00分 開議

### ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議案第116号 平成27年度美唄市一  
般会計補正予算（第7号）  
第3 一般質問

### ◎出席議員（13名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	森 川 明 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	本 郷 幸 治 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	山 崎 一 広 君
9 番	桜 井 龍 雄 君
10 番	谷 村 知 重 君
13 番	金 子 義 彦 君

### ◎欠席議員（1名）

11 番 丸 山 文 靖 君

### ◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	市 川 厚 記 君

保健福祉部長兼福祉事務所長	千 葉 一 夫 君
経 済 部 長	星 野 恒 徳 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主幹	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教 育 長	早 瀬 公 平 君
教 育 部 長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長	吉 村 清 孝 君

監査事務局長	渋 谷 裕 子 君
--------	-----------

### ◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13 番 金子義彦議員、  
1 番 森川明議員  
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に、日程の第2、議案第116号平成27年度美唄市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました議案第116号平成27年度美唄市一般会計補正予算(第7号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条地方債について補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,646万6,000円を増額補正し、補正後の予算総額を177億8,388万6,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳出から申し上げますと、土木費に、冬期間の安全で安心な道路交通網の確保を図るため、防衛省の民生安定施設助成事業を活用し、老朽化した2台の除雪機械を更新する「除雪機械整備事業」に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、繰越金及び市債を増額補正し財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費につきましては、本歳入歳出予算に計上している「除雪機械整備事業」について、平成27年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

第3条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「除雪機械整備事業」について、事業の実施に伴う財源として

「道路橋りょう整備債」を増額発行するため、地方債の限度額の変更を行うものであります。  
よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第116号については、大綱質疑にとどめ、先に設置の予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第116号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第116号は、予算審査特別委員会に付託されました。

---

●議長小関勝教君 次に、日程の第3、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員(登壇) 2015年第4回定例会にあたり、大綱3点について、市長並びに教育長へ質問をいたします。

1つ目の質問です。市政報告について伺います。先日12月1日、市政報告で交流拠点施設ゆ〜りん館の利用について、報告をいただきました。岩見沢保健所により、複数のレジオネラ菌感染者が利用した施設の1つに、交流拠点施設ゆ〜りん館が含まれているとの連絡があったとのことで、改めて整備の点検や消毒を行ったとのこと。11月26日と28日に

も同様の患者が別に出たことが分かったため、11月28日から施設の安全が確認されるまでの間、温泉の入浴を休止することになっているとの報告でした。現在も同保健所で調査中との報告もありましたので、調査の結果を待っているところとは思いますが、新聞等の報道でもこの市政報告とあまり大差のない情報しか出ておらず、市民からもゆ〜りん館を心配する声が上がっているところです。中には、現在調査中にも関わらず、ゆ〜りん館でレジオネラ菌が発生したものと勘違いしている方もいらっしゃいます。どういった経緯なのか、現在の状況を最初に連絡があった日からこれまでの経過やどのように対応されたのか、もう少々詳しく時系列に沿った形での説明をお願いいたします。

あわせて、現在、温泉入浴を休止している状況とのことですが、12月のこの時期ですから、本来であれば、繁忙期、忙しい時期であったのではないかと思います。利用予定のお客様も多くいらっしゃったのではないのでしょうか。そういった方々への説明等の対応は、どのように行われたのでしょうか。

同時に、現在働かれているパートの方ですとか従業員の方々への対応は、どのように行われているのでしょうか。対応の状況について伺います。

ゆ〜りん館のホームページを拝見いたしましたところ、全館営業再開予定日は、12月15日となっていました。こちらはおそらくですが、保健所の検査結果がその前日14日に出る予定だからかと思えます。結果が出てからの対応は、現在どのようにお考えでしょうか。結果がどうであれ、早急に誠実な対応を求め

られるものだと思います。ゆ〜りん館は本当に大丈夫なのかと、不安に思う市民の方や営業が再開されれば、利用されたいという方々も多くいらっしゃるのではないかと思います。どういった対応をお考えかについて伺います。

2つ目の質問です。農業行政について伺います。TPPについて伺います。10月5日にアメリカのアトランタでTPPが大筋合意をされました。TPPについては賛否両論があり、とりわけ日本の農業へのマイナス影響、とても大きいとの報道が何度もされてきています。重要5品目の聖域感は守られているのか。そもそもTPP断固反対という公約だった、そういった政府ではなかったのか、甚だ疑問が残るところではあります。特に美唄市は、主食用米や小麦、大豆の作付面積が大きく、主要作物であり、大きな影響を受けることは間違いないかと思われます。

そこで、11月24日、北海道新聞で報道されていましたが、共同通信社によるTPP協定に関しての全国首長アンケートについて伺います。道内では、TPP合意内容について、反対、どちらかといえば反対と答えた市長が77%と報道されていました。こちらの質問に対して、美唄市として、市長はどのようにお答えをいたしましたでしょうか。あわせてその回答の理由も伺います。

アンケートには、ほかにも項目があったようで、TPPが及ぼす直接的な影響について、自治体独自の対策について、こういった項目についても、どのように回答されたのかを伺います。この新聞記事を見ますと、最も影響する作物に、ほぼ半数の自治体が米を選んでるように、主食米への影響が大変問題視さ

れています。一方で、美唄市が転作で力を入れている飼料用米への影響は、私の知る限り、あまり大きく報道はされていないように感じます。畜産への影響が大きくあると見られているT P Pです。国内の畜産業が、衰退してしまえば、飼料用米への影響、及んでくるのではないのでしょうか。さらに、輸入飼料の枠組みが、従来の規制から緩和されたら、飼料用米により深刻な影響が及ぶのではないのでしょうか。これらによる美唄市への影響や対策について伺います。

あわせて、農業行政について、新規就農者の支援施策について伺います。全国的に言われていることですが、農業者の高齢化、農業就業人口の減少は、日本全体の高齢化や人口減少と比べて、急速に進んでいる状況です。農林水産省のデータでは、農業就業者人口は、平成12年から平成22年の10年間で、約33%の減少、平成22年における農業就業者の平均年齢は、65.8歳となっていました。データとあわせて、やはり青年新規就農者の確保・育成が課題との資料も載っていました。地域の農業を維持するためには、新規就農者、新たな担い手の確保、そして育成が必要だと考えます。空知管内の栗山町では、農業関係団体が連携し、平成12年から農業振興に力を入れてこられたとのこと。その結果として、平成21年から新規就農者が12組、これまでにいらっしゃるとのこと。とりわけ昨年、平成26年は、5組、今年は2組と、新規就農者が多くいらっしゃることで、取り組みがやっと実を結んできていると担当の方のコメントでした。担当の方がおっしゃるに、青年就農給付金の準備型の活用や、地域おこ

し協力隊として採用するなどして、就農前の研修を行っているとのこと。栗山町農業振興公社が町の教員住宅を改修し、こういった研修中の方に月5,000円で住居を確保し、通年での研修を支援している、こういった事例もあるとのことでした。さらには、全国で就農面談を重ね、昨年度200人を超える就農を検討される方々との面談をされたとのこと。就農された方へのアフターサポートも力を入れておられるとのこと。これまでの平成21年からの12組の新規就農者で離農された方は、いらっしゃるとのこと。栗山町と美唄市で、地理的な面、そして作っている作物の違い、こういったことがあるのはわかります。しかし、参考にし、取り入れるべき部分が大いにあるのではないかと考えます。ここで質問です。美唄市ではこれまでに、青年就農給付金の準備型を活用した実績はありますか。地域おこし協力隊を活用した新規就農者確保・育成の取り組みは、できないのでしょうか。また、新規就農者確保・育成のための支援施策について、どのようにお考えでしょうか。

あわせて確認のため、美唄市における農業就業者人口、平成2年からのもので結構ですので、推移を伺います。

3つ目の質問です。国際交流について伺います。現在美唄市は、外国人観光客誘致、とりわけ台湾やタイなどの東南アジア諸国からの誘致に力を入れてきている状況かと思えます。市長や職員が現地に出向き、交流を深め、美唄市のPRを行うことは大変重要であり、効果的なことだと考えます。ぜひ今後とも継続をしていただきたいと思います。あわせて

美唄市として、市民が外国の文化や言語を学び、体験をしていくことが、外国人観光客を誘致し、美唄市で快く過ごしていただくために、大切なことだと考えます。東京オリンピックの誘致でもあった「おもてなし」のようなホスピタリティ、この意識が日本人には市民レベルで根づいているという印象を持たれている外国人観光客の方々も多いのではないかと考えます。求められているものに応えるためにも、何かしらの取り組み、市として必要なのではないかと思います。これまでの取り組み状況としては、国際交流事業の1つとして、本年も11月14日に開催した美唄市国際交流ミーティング、こちらは私も参加をさせていただきました。非常にその会に入っていくやすく、国際交流へのまず第一歩としては、有効な取り組みであると考えています。お聞きしたところ、現在は2年に1回のペースで開催をしているとのことですが、この国際交流ミーティング、開催回数増やし、より多くの市民が参加できるようにしていき、取り組みをより活性化させていくべきだと考えます。今後の取り組みへの考え方について、市長の考えを伺います。

あわせて、生涯学習という点で非常に効果的な事業であるサテライト・キャンパスについて伺います。現在は、サテライト・キャンパスで、外国語、英会話と韓国語の講座を実施しておりますが、今後、交流を強めている台湾をはじめ、東南アジア諸国の言語や文化を学べる講座を実行していくべきではないかと考えます。市長を中心に交流を深めている現状をより広い範囲に広げていく、よりよい機会だと考えるのですが、市長はいかがお考

えでしょうか。また、他市町村では、海外との姉妹都市提携を組むなど、双方向でのお互いの行き来の交流を行っています。近隣自治体ですと、岩見沢市がアメリカの2都市と姉妹都市提携をし、交流をしているとのことです。可能であれば、本市でも取り組むべきではないかと考えます。市長の考えを伺います。国際交流については、小・中学校、教育の現場において、外国の文化を体験し、学んでいくこと、これも非常に大切なことだと考えています。社会はグローバル化し、子どもたちが視野を広げるためにも、さまざまなものに触れてもらうことは、今まで以上にこれから先、どんどん必要になっていきます。小・中学校における外国の文化を体験する国際交流について、これまでの取り組みと、今後の考え方について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

はじめに、市政報告について、ゆ〜りん館のこれまでの経過についてであります。11月19日に岩見沢保健所から、「レジオネラ菌の感染者が利用した施設の一つにゆ〜りん館が含まれている」との連絡があり、保健所の指示により、ゆ〜りん館では、全浴槽16箇所とお湯の配管の洗浄や高濃度塩素消毒などを行い、24日には全浴槽のサンプルを自主検査していたところでありましたが、26日に、保健所から、ゆ〜りん館を利用した方がレジオネラ菌に感染しているとの連絡を再度受けたところでありました。

その際、保健所では、全浴槽のお湯をサンプルとして持ち帰り、検査結果については12

月 14 日頃に分かることを伝えるとともに、再度、ゆ〜りん館に対して全浴槽の洗浄・消毒、配水管の高濃度塩素消毒を行うよう指導し、即日対応したところであります。

その後、保健所から、28 日にも感染者が出たとの連絡があり、その際、保健所から、ゆ〜りん館に対して営業自粛の指導があり、これを受け、市と協議し、28 日をもって入浴の休止を決定したところであります。その後、館内の日帰り入浴者や宿泊者に対して、レジオネラ菌が発生した疑いがあることを説明したうえで、入浴中止を行ったほか、玄関入り口には入浴できない旨、お知らせを掲示したところであります。

なお、11 月 24 日にゆ〜りん館が自主検査した結果については、12 月 2 日、陰性であったとの報告を受けたところであります。

次に、営業の自粛に伴う対応についてですが、11 月 28 日以降、既に宿泊や宴会の予約を受け付けているお客様については、個々に事情を説明した上で同意が得られれば受け入れることとしているところであります。なお、従業員につきましては、施設の管理、清掃等、通常の勤務をしているところであります。また、12 月 14 日以降の対応につきましては、レジオネラ菌の検査結果を踏まえ、必要な対応を行っていくこととしております。

次に、農業行政について、全国首長アンケートについてですが、本市は、「どちらかという反対」を選択し、「合意内容は、十分な国内農業対策が講じられなければ地域農業の衰退、地域経済の疲弊につながる」と理由を付記したほか、各設問においては、本市への影響については「マイナスの影響がある」、

最も影響を受ける作物については「米」、市としての独自対策については「今後検討する」、政府に求める最優先対策については「備蓄米の買い入れ拡大や農家への所得補てん」をそれぞれ選択したところであります。

次に、T P P による影響についてですが、現在、北海道において、具体的な影響予測の判断指標について検討していることから、本市の影響予測につきましては、今後示される北海道の指標を参考に判断してまいりたいと考えております。

次に、市独自の対策についてですが、国際貿易の枠組みに関わる内容でありますことから、大綱に盛り込まれた内容について、先ずは、国の責任において予算化や法の整備を進めるべきと考えておりますことから、現段階においては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、飼料用米への影響についてですが、アメリカ、オーストラリアの国別枠の輸入増加に対しては、輸入量相当の国産米を政府備蓄米として買い入れるほか、備蓄米の保管期間を 5 年から 3 年程度に短縮することが検討されております。

これまで、政府備蓄米は保管期間終了後、主に加工用、飼料用として売却されており、また、この度、新たに設けられた 7 万 8,400 トンの輸入米相当の国産米が、飼料用米として流通することを踏まえると、現在、国が進めている飼料米への転換施策にも影響が生じるものと考えております。

なお、今回の T P P 大筋合意の公表資料では、飼料用米に係る記載はないところであります。

次に、新規就農者への支援施策についてありますが、青年就農給付金の準備型については、平成24年度に創設されましたが、就農時の年齢制限や就農時期、研修期間などの条件があり、これらの総てを満たさなければならぬことから、本市においては、これまで活用した実績はないところであります。

次に、新規就農者の確保についてありますが、地域おこし協力隊の就農を含め、研修の受入先の確保、研修カリキュラムの整備のほか、技術習得、資金準備、農地確保などの支援体制の構築が必要と考えております。

いずれにいたしましても、基幹産業を農業とする本市にとって、新規就農者の確保は重要でありますことから、今後、栗山町などの事例を参考としながら、農協や関係機関・団体とも連携して支援施策を検討してまいりたいと考えております。

なお、美唄市における農業就業人口については、農林業センサスの統計で、平成2年3,156人、平成7年2,680人、平成12年2,262人、平成17年1,937人、平成22年1,668人と推移しております。

次に、国際交流について、国際交流における双方向での交流についてありますが、美唄市総合計画前期基本計画の施策では、観光・交流に位置づけ、これまで、専修短大の中国人留学生やタイで勤務された市内中学校の教員のほか、外国語指導助手、市民の皆さんを交えて、市と市教育委員会が主催し、まちづくりサポーターの方にお手伝いいただきながら、おおむね、2年に1回のペースで国際交流ミーティングを実施してきたところであります。

本年度につきましては、商工観光課職員によるラオスやタイでの海外の体験談や教育委員会の外国語指導助手による現代アメリカ英語のお話しなどを行ったところであり、今後におきましても、言葉や文化、風習の違いなどを学ぶ機会として、継続することとし、開催回数については、実施内容の充実とともに、検討してまいりたいと考えております。

また、美唄サテライト・キャンパスでの、台湾をはじめとする東南アジア諸国の言語や文化等に関する講座の実施に関しましては、現在、来年度の事業展開について、3大学側と協議を進めておりますので、今後、担当していただける先生がいるかなどの確認をしてまいりたいと考えております。

次に、海外との姉妹都市連携による相互交流についてありますが、現在、本市では、台湾をはじめ、東南アジアなどからの団体ツアー客の誘致などの取り組みにより、外国人との相互理解と友好親善を深め、国際感覚、国際協調の精神を広げておりますが、双方向での交流に関しましては、交流先となる都市との共通項や機運などの見極めとともに、関係する団体や機関などとの連携協力も必要であり、総合的に検討すべき事項も多いことから、他市の取り組みや実施効果などの情報収集を行いながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 吉岡議員のご質問にお答えいたします。

小中学校における双方向での交流についてありますが、近年、道内には、外国人観光客が増加しており、本市へもタイや台湾など

から観光客が訪れています。今後、ますます、子ども達の国際的な感覚が必要になっていくものと考えております。

本市の取り組み状況について本年度で申し上げますと、5月に南美唄小学校で商工観光課や地域との連携のもと、観光でタイから訪れた子どもさんと小学生とが、歌や踊りなどを通して交流を深める機会を持つことができました。

私といたしましては、児童や生徒がさまざまな異文化にふれることにより、多様な価値観や考え方で物事を捉えていく感覚を身につけてもらいたいと考えておりますので、今後とも、可能な限り、そのような国際理解教育を進めるための体験や交流の場を作りたいと考えております。

●議長小関勝教君 2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 自席より再質問いたします。

まずTPPについて、農業行政についてのTPPについてですが、ご答弁の中で、飼料用米への転換施策にも影響が生じると考えているとのお答えでしたが、そうした状況をどのように考えていらっしゃるのかを伺います。私としては、今後、主食用米の需要が減っていく可能性、小麦などが安く入ってくるといふことで、より出てくる可能性がある中で、さらに飼料用米への転換施策にも影響、今、単純に起こりそうなことよりも、より大きく影響が生じるのではないかと考えています。美唄市にとって、農地を守るという観点から、深刻な影響があるのではないかと考えます。夏場の農村部は、まるで緑色のじゅうたんが一面に広がるような、すばらしい風景が

見られます。このままでは、こういった良いもの、良い文化を守ることもできなくなってしまうのではないかと考えているのですが、市長はいかがお考えでしょうか。

次に、農業行政の新規就農についてですが、市外から新規就農は、やはりこういった形で、市外から人が入ってくるわけですから、人口の増加につながる側面もあると思います。先ほども例を挙げさせていただいた栗山町、こちらの事例では、新規就農者の定着によって児童数が増え、小学校で複式学級から単式学級へと変わったという効果も聞いています。美唄市は、移住・定住を促進するための事業も行っています。ですから、こういった観点を持って取り組んでみてはいかがでしょうか、市長はどのようにお考えでしょうか。

また、国際交流について、こちらは今行われていることも非常にすばらしいことだと私も思います。このまま、今まで以上により強化していただきたい、国際交流を進めていっていただきたいと考えています。現在、市長が自ら台湾へ出向き、自転車を通じた交流を推進しておられますが、訪れた方からの感想ですとか、市長が台湾から持ち帰られた感想等を踏まえ、自転車を通じた国際交流に関して、今後、どのようにお考えかをお願いします。あわせて、海外との姉妹都市提携による相互交流に関しては、慎重に判断したいとのご答弁でしたが、市民間での交流を行っていくことも非常に重要なことではないかと考えます。市として、市民間での相互交流、姉妹都市提携ができなかった場合でも、何かそういった相互交流に関わっていくというような考え方、お持ちかどうか伺います。



●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、飼料用米の影響についてですが、平成26年度から経営所得安定対策の飼料用米に係る交付金内容が、収量に応じてより多くの交付金を受けることができる仕組みに変わったことや、国の「食料・農業・農村基本計画」において、飼料用米等の生産拡大が位置づけられたことなどから、本市の飼料用米作付面積は、昨年の50ヘクタールから、本年は237ヘクタールに拡大し、今後も増加が見込まれております。

このような中、これまでの取り組みに加え、TPP対策で飼料用米がさらに増加することについて、私は、飼料用米の供給先が確保できない状況や水田地帯における作付体系、農地の適切な維持にも支障が生じるのではと危惧しているところであります。

次に、新規就農者の確保についてですが、農家戸数の減少や経営主の高齢化が進む中、市外からの参画による新規就農者の確保は重要なテーマとなっていることから、農協や農業改良普及センターなどの関係機関と連携し、移住・定住に繋がる施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、サイクリングを通じた国際交流についてですが、平成26年に本市を発着点として行われた第1回北海道グルメファンドにおいては、参加者の方からは、食べ物もおいしく、景色も素晴らしく楽しかった、地元の人々の応援やおもてなしが良かった、リピーターとして来年も参加したいなどといった感想をいただいております、本市におけるサイクル

ツーリズムの優位性に手応えを感じているところであります。

今後におきましても、こうした取り組みを通じて、国外からの観光客の誘致を進め、交流人口の増加を図るとともに、おもてなし等を通じた国際交流につなげてまいりたいと考えております。

次に、市民間の国際交流に関する市の関わりについてですが、双方向での交流に関しては、交流先となる都市との共通項や機運などを見極めとともに、関係する団体や機関などとの連携協力も必要であることから、現在のところは、難しいものと考えておりますが、今後の市民ニーズも見極めながら、対応してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員（登壇） 平成27年第4回定例会にあたり、大綱2点について、市長にお聞きいたします。

初めに、大綱1点目の農業行政について、3点ほどお聞きいたします。

1つ目は、今年度の農産物の作況及び米価についてですが、美唄市の基幹産業である農業が安定し、将来に向けて発展していくためには、個々の農家経営の面から見ますと、再生産が可能となり、経営が安定し、農業をめぐるさまざまな情勢に対しても打ち勝つ体力が構築されるよう、良い農産物がより多くとれて、適正な価格、より良い価格で販売されることが最も大切な基本であると考えております。そこで、今年度の美唄市の農産物の状況を顧みますと、過去最高の収量となった小麦をはじめ、おおむね良い結果となっている

状況だと、私自身感じているところですが、主な農産物の収量、作況についてお伺いいたします。あわせて、これまで多収品種と期待され、導入された「きたほなみ」は、課題であった収量が大きく伸びたところですが、市も小麦プロジェクトの取り組みを農協などと一緒に進めてきたところであり、この収量増加の要因をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。また、農家所得の面で最も影響の多い米価についてですが、去年は、過去最低の水準に下落し、再生産もおぼつかなくなるなど、農家経営には、非常に大きなダメージを受けたところです。本年度は、自主的取り組みの転作により、生産調整が始まって以来、初めて主食用米の作付面積が目標値を下回り、米価も持ち直し傾向にあるかと思いますが、道産米の市場での取引価格がどのようになっているのか、また、その状況について、市長はどう感じておられるのか、お伺いいたします。

2つ目は、TPP交渉についてですが、TPP交渉は、先に大筋合意との発表があり、その後、初めて国民に対して明らかにされた合意内容では、国会決議で聖域とされた農産物でもあり、本市の基幹作物である米、小麦など、重要農産物でも586品目中3割が関税撤廃となっているほか、遅れて公表された詳細な内容では、美唄市でも特産品として多く作付けされているアスパラ、タマネギなどの野菜も関税撤廃することとされ、さらに、アメリカ、オーストラリアに対しては、米の国別無関税輸入枠が設けられるなど、農業者にとっては、不安と怒りの何物でもない内容となっています。これについて、国は、関税は

守ったとしているものの、公表された合意内容では、農業経営の大きな影響が避け難いものと考えられますが、国や道では、その影響をどのように想定しているのか、本市農業には、どの程度の影響が考えられるのか、伺います。また、農業団体などの反発を受け、国民の不安を払拭するため、必要な対策を講じるとし、11月25日に総合的なTPP関連政策大綱が報じられたところではありますが、その内容と、今後の市の対応について、お伺いいたします。

3点目は、ICT利活用についてですが、昨今のインターネット技術を利用した技術革新は目覚ましいものがあり、農業をはじめ、さまざまな分野で利活用されています。その例として、隣接の岩見沢市では、既に農業気象情報や農業機械のGPS利用が行われているほか、今後は、市民の健康維持、安否確認、農業以外の産業へのサービス拡充なども検討されているようです。本市における農業分野での利活用に向けた取り組みの状況と課題、それに対する市の考え方について、お伺いいたします。

次に、大綱2点目の建設行政の下水道施設の管理状況と、老朽化対策についてですが、平成元年に供用を開始し、26年経過している下水道の管路は、地中にあるため、不良な管路が隠れていても把握することが困難であると思いますが、管路の劣化の状況を確実に把握し、適切な維持管理と必要に応じた修繕や更新を行い、不明水がなくなるよう取り組んでいくことが重要と考えます。そこで、下水道の点検など、管理の状況と、市民の方々が安全で安心して利用できる下水道管の老朽化

対策について、また、不明水の支出についてもお伺いたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 楠議員の質問にお答えいたします。

はじめに、農業行政について、農作物の作況等についてであります。農林水産省が公表する市町村別の作物収穫量は、来年1月に示されるため、現時点で把握できておりませんが、北海道農政事務所が公表した10月15日現在の南空知の米の予想収穫量で申し上げますと、10アール当たり556キログラムで、作況指数は106となっており、前年の作況指数104を上回っているところであります。

また、小麦や大豆についても、各農協に確認した結果、昨年を上回る作況となっており、特に、秋まき小麦の「きたほなみ」は、10アール当たり500キログラムを超えるなど、平成23年に本格的に作付けが始まって以来、最も高い収穫量となっているところであります。

なお、「きたほなみ」の収穫量の増加要因についてですが、空知農業改良普及センターによりますと、今年は、融雪が早く小麦の生育が早まったこと、適度な降雨で追肥が効いたこと、低温で登熟期間が長く確保できたことなど天候条件にも恵まれたことに加え、農業改良普及センター、市、農協、農業共済組合が連携して取り組む「小麦プロジェクト」において、早期播種による越冬前の茎数の確保や適期に十分な追肥を行うなどの技術指導の徹底が収量増加に繋がったものと伺っております。

次に、道産米の価格の動向についてですが、農林水産省が本年10月に公表してい

る米の相対取引価格におきまして、本市で最も作付面積が大きい「ななつぼし」で申し上げますと、1俵当たり1万2,995円と前年同期より367円上昇しましたが、平成25年以前の水準までは回復していないところであり、水稻を基幹作物とする本市の農業経営にあっては、なお、厳しい環境にあるものと感じております。

次に、TPP大筋合意による影響についてですが、今回の大筋合意を受けて国が公表した資料の「品目ごとの農林水産物への影響について」では、米については「国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い」としつつも「国内の米流通量が増加すれば国産米全体の価格水準が下落することも懸念される。」とし、小麦については「輸入の増大は見込み難い」としつつも「マークアップの削減に伴い、輸入小麦の価格の下落が、国産小麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念される。」などの判断を示しております。

また、北海道では、11月に公表した「北海道への影響中間取りまとめ」において、米については「新たな輸入枠が設定されることにより、実効ある影響回避措置を講じられない場合、国産米の価格低下が懸念されるとともに、飼料米への転換を含め、生産調整に取り組む中、生産者意欲の減退が懸念される。」としたところであり、小麦については、「実質的な関税に相当するマークアップ水準が引き下げられることにより、輸入小麦の価格が低下し、これにより国産小麦の価格が下落するとともに、マークアップを財源としている経営所得安定対策への影響が懸念される」との判断を示したところであります。

次に、本市の農業への影響についてであります。現在、北海道において、具体的な影響予測の判断指標について検討していることから、本市の農業に関する影響予測につきましては、今後、示される北海道の指標を基に判断してまいりたいと考えております。

次に、国が、11月25日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」の農業分野の主なものとしては、攻めの農業への転換、体質強化対策として、経営の効率化を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置を充実させること、重要5品目関連対策としては、国別枠の輸入量に応じて国産米を政府備蓄米として買い上げ、流通量を調整することにより価格維持を図ることが盛り込まれております。

また、小麦についてであります。経営所得安定対策を着実に実施するとともに、各対策の財源については、政府全体で責任を持って毎年の予算確保を図ることなどが示されているところであります。

私としましては、このTPPの合意内容は、都市部の経済に大きな効果が期待される一方、本市を含め、農業を基幹産業とする地方都市にとっては懸念・不安が多々あるものと受け止めておりますことから、国は、今後とも、合意内容を丁寧に説明するとともに、TPPの影響に関する不安を払拭し、特に農産物の重要品目については、引き続き、農業の持続的発展に向けて、具体的かつ効果のある対策が十分講じられるよう、北海道市長会などを通じて国に強く求めていきたいと考えております。

次に、ICTの農業分野での利活用につい

てであります。昨年2月に美唄先進農機研究会、8月には峰延先進農業研究会がそれぞれ設立され、各研究会で、GPSを活用している生産者を招いての勉強会や先進地の視察、試乗体験を行うなどの取組が進められておりますが、導入に当たっては無線基地局の設置などを含め多額の費用がかかるほか、性能面では、使用する場所によって測位精度が安定しないことなどが課題となっているところであります。

市としましては、GPSの活用は、経営規模の拡大が進む中で、作業時間の短縮、施肥や防除ムラの解消、CO2排出量の削減に繋がる効果があることから、引き続き、研究会との意見交換や他市町の先進的な取組など調査、研究をしてみたいと考えております。

次に、建設行政について、下水道施設の管理状況と老朽化対策についてであります。本市の下水道事業は、昭和53年に事業着手し、平成元年に旧空知中核工業団地を、平成2年には美唄市内の一部が供用開始となり、その後、市街地を中心に事業区域を拡大し、整備を進め、下水道の普及促進に努めて来たところであります。

これまで、整備された污水管・雨水管の総延長は約200キロメートルとなっており、事業着手から38年が経過しておりますが、管渠の耐用年数は50年となっていることから、今後、管渠の耐用年数に合わせて長寿命化計画を策定する予定としております。

また、市内22カ所に設置しているマンホールポンプ所につきましては、機械・電気設備の耐用年数が15年であり、下水道管と比較して短いことから、平成25年度にマンホールポ

ンプ所の長寿命化計画を策定し、平成 26 年度から耐用年数を経過したポンプ所の改築更新工事を行っているところであります。

下水道施設の通常の維持管理としましては、毎年、目視やテレビカメラによる下水道管路の内部やマンホールの調査点検を実施しており、管路・マンホールの清掃のほか、破損箇所が有る場合には、修繕などを行っているところであります。

一方、不明水についてですが、下水道施設以外から侵入する不明水には、雨水の侵入によるものと、地下水の浸入によるものがあり、不明水の水量につきましては、石狩川流域下水道組合において認定される汚水量から市の有収水量を差し引いた量が不明水となっております。

この不明水の水量をもとに金額を試算しますと、平成 26 年度においては約 770 万円となっており、下水道会計に与える影響は大きいものと考えております。

今後、不明水を無くすための対策としまして、引き続き調査・点検を行い、市民の皆様方が快適で衛生的な生活を送れるように、下水道施設の維持管理に努めて参りたいと考えております。

●議長小関勝教君 5 番、楠徹也議員。

●5 番楠徹也議員 自席から、2 点再質問させていただきます。

1 点目は、T P P 交渉についてですが、国が大綱に示す内容では、具体性が乏しいと感じられ、農業者が安心できるようなものとはなっておりません。より具体的な情報はないのか、また、経営継続に向けて、具体的で効果のある対策が十分に講じられるよう求める

とのことですが、具体的な内容はどのようなことなのでしょう。また、北海道市長会などを通じて働きかけていくとの話であります。北海道市長会では、どのような動きになっているのか。さらに、問題に対する市長の考えを再度お伺いいたします。

もう 1 点は、下水道施設の管理状況と老朽化対策についてですが、平成 26 年度の不明水の金額は、約 770 万円ということですが、平成 26 年度以前の不明水は、どのような金額で推移しているのか。また、今後不明水について具体的にどのように改善していく考えなのか、お伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 楠議員の質問にお答えいたします。

初めに、T P P 政策についてであります。国では、11 月 25 日の公表した「総合的な T P P 関連政策大綱」にあわせ、農林水産省版の T P P 対策案を示し、この案の中で、既存施策の充実に加え、新たな対策として、農業の国際競争力の強化を図るため、地域の営農戦略に基づく農業者等が高性能な機械・施設の導入などによる高収益作物への転換、水田の畑作化、新たな国産ブランド品種の開発などの取組に対して支援する産地パワーアップ事業の創設を掲げており、大綱に掲げられた対策の予算措置については、今後の国の補正予算や来年度予算の中で具体的な取り組みが示されるものと考えております。

次に、北海道市長会の取組みについてであります。T P P の動向を踏まえ、11 月 9 日に北海道市長会内に「T P P 問題特別委員会」を設置し、十分な情報提供と影響額の試算開

示、既存事業の継続とT P P対策予算の確保、生産基盤整備の強化など、この特別委員会で集約された意見・要望が具体的施策として反映されるよう、国に、強く求めていくこととされているところであります。

私としまして、大綱に盛り込まれた内容について、予算化や法の整備などが確実に実行される必要があると考えておりますので、今後とも北海道市長会との連携を通じ、美唄市の農業が持続的に発展していくことができるよう、引き続き、国や道に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、不明水の試算額の推移についてであります。過去3カ年分を試算しますと、平成23年度は約710万円、平成24年度は約700万円、平成25年度は約690万円となっております。

また、不明水につきましては、下水道施設の構造上、侵入水を皆無にする事は、なかなか難しいものと考えておりますが、少しでも削減出来るように、今後も調査点検を強化し、その原因や箇所を特定し修繕を行うなどの、不明水対策を講じて参りたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

3番、松山教宗議員。

●3番松山教宗議員（登壇） 平成27年第4回定例会において、大綱2点について、市長にお伺いいたします。

大綱1点目は、産業振興についてであります。1つ、空知団地ホワイトデータセンター構想、食料備蓄基地拠点構想についてです。1つ目は、現状と今後の取り組みについてであります。空知団地ホワイトデータセンター

構想について、10月上旬、ホワイトデータセンター実験棟の初公開並びに本市と独立行政法人北海道立総合研究機構、以下道総研との連携協定調印式があり、私も実験棟を見学し、一連の調印式にも参加いたしました。このたびの連携協定の締結と、実験がスタートしたことは、これらの構想の実現に向け、今後に弾みがつくと思えますし、道総研理事長をはじめとする幹部の方々、道庁担当者や空知総合振興局など、多くのIT企業やそれに関連する企業の方などが参加されておりました。そこで、道総研理事長の挨拶もあり、私もお話をすることもできましたが、本市に対し、積極的な協力と大きな期待を持っていらっしゃいました。まさに美唄の資源である利雪エネルギー、災害の少ない地の利を生かすなどしたこの構想への期待は高く、担当部署の粘り強い尽力であると思えます。そこで、これらを契機にこの構想の実現へ向け、確実なものとしていくため、今後のスケジュールや具体的な展開をどう考えているのか。また、食料備蓄拠点基地構想の進捗状況、連動はどうか。さらには、内外にどのように周知・PRなどの発信を考えているのか、お伺いいたします。

2つ目に、空知団地の管理状況についてです。空知団地は、先ほどの両構想の実現と、本市産業振興を進める上で重要拠点であり、積極的に前へ進めていかなければなりません。既にあるハイテクセンターや企業も数社ありますが、実験棟やその関連施設、そして、雪山などそれらの実績や実験データも重要であり、今後、これらの視察に来れる方が多くなると考えられます。視察に来られる方に対し、

当然、空知団地の周辺環境も目に入りますので、しっかりと相手の視点に立ち、総合かつ積極的な誘致を進めていくには、その受け入れ環境体制も必要であり、より企業誘致や両構想の実現へと構築していく上で、通常時の空知団地の周辺環境維持・整備はとても大切であります。そこで、空知団地の管理維持状況について伺います。

大綱2点目は、観光振興についてであります。1つに、観光客などの受け入れ体制の現状と今後の展開についてです。今年の秋ごろ、台湾企業の「南山人寿」がアルテピアッツァに約5,300人訪れたのをはじめ、近年、本市へ台湾やタイなど東南アジアを中心とした海外や国内観光客が訪れ、これまでになかったサイクリストや首都圏の大学生が免許取得のため、合宿教習で訪れ滞在し、食や自然、観光など多様な観光交流人口があります。特に、海外観光客が増えた場合に問題となり、必要なのが語学対応です。私も先日、台湾に同行し、南山人寿、ライオントラベルにも伺いましたが、美唄の食や自然、景色、観光に対する評価は高く、非常に関心を持っており、市長のトップセールスもあって、今後多くの観光客が訪れることが予想されますし、今から道道美唄富良野線の開通を見据えていかなければなりません。その中、観光交流振興を推進している本市において、観光資源のハード面での利活用、整備、発掘もさることながら、ソフト面での人的な受け入れ体制の現状がどのようになっているのか。そして、今後の展開についてどう考えているのか市長にお伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 松山議員の質問にお答えいたします。

初めに、産業振興について、空知団地ホワイトデータセンター構想、食料備蓄拠点構想について、はじめに、それぞれの構想の現状と今後の取組についてであります。ホワイトデータセンター構想は、昨年度から取り組んでいるNEDO事業の実証施設のうち、雪冷房システムとデータセンター施設が9月に完成したことから、10月2日にデータセンター事業者や支援機関など約50名を招いて現地視察会を開催するとともに、同日、道の支援チームの一員である地方独立行政法人北海道立総合研究機構とホワイトデータセンター構想の実現に向けて、エネルギー研究に関する連携協定を締結し、マスコミを通じて、広くアピールしたところであり、その後、17件、延べ140人の視察があったところであります。

さらに11月には、東京都内で開催された国際的なデータセンター関連の展示会に参加し、北海道と連携しデータセンターの立地PRを行ったところ、多くのIT企業がこの実験施設に関心を示していただいたところであります。

今後につきましては、今月中に、この施設のサーバからの排熱を利用する植物工場や陸上養殖施設も完成する予定であり、これら施設がすべて完成した後は、市民をはじめ、市内外の企業や団体の方々に見学していただき、この取組をさらに周知してまいりたいと考えております。

また、食料備蓄拠点構想については、現在策定している「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、商工業振興の具体的

施策として掲げているとともに、道のバックアップ拠点構想や北海道強靱化計画の実現にも関連することから、引き続き、道の支援チームや関係機関と連携を図りながら、構想実現に向けた活動を、より一層、加速させてまいりたいと考えております。

次に、空知団地の管理状況についてですが、空知団地は年2回の草刈りをはじめ、カメムシ防除のための薬剤散布のほか、樹木の冬囲いなど、適切な管理を実施することにより、企業が立地するためのよりよい環境を維持するよう心がけているところであります。また、団地内の道路脇に、ゴミの袋や空き缶など、車からポイ捨てされたとみられるゴミが後を絶たない現状にあることから、毎年5月に、空知団地の企業の方々や地元町内会の協力を得て、ゴミ拾いを実施しているところであります。

次に、観光振興について、観光客の受入体制の現状と今後の展開についてですが、本市では、これまで、交流拠点施設ゆ〜りん館やアルテピアッツァ美唄など集客力の高い施設を核として海外観光客の増加を図ってきたところであり、昨年は、これまでの取り組みに加え、第1回となる空知グルメフォンドを美唄で開催し、台湾からも多くのサイクリストに参加していただき、平坦で広大な自然を満喫できたと、高い評価をいただいたところであります。

また、5月には、タイ人観光客の誘致に積極的に取り組んでいる新篠津村や岩見沢市、三笠市と連携し、タイ人の生活習慣や食の嗜好、夏のハスカップ狩りや冬の体験ツアーなど、1年を通じたツアー企画について意見交

換したところでありますが、その際、受け入れに際して言語の習得が課題となったところでもあります。

このため、海外観光客を受け入れるにあたりましては、言語対応が欠かせないことから、市では、地域人材開発センターと連携し、本年4月に採用した語学堪能な嘱託職員を講師とし、主に市内の観光関連企業や飲食店を対象に、10月から、外国人観光客などの接遇を想定した英会話講座を全16回で開講しているところであります。今後につきましては、本市と交流のある台湾の中華大学の学生をインターンシップとして受け入れ、ボランティアスタッフとして活動できる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 3番、松山教宗議員。

●3番松山教宗議員 自席から2点、再質問をいたします。

1つ目は、先ほど、空知団地の管理状況についてご答弁がありましたが、空知団地入り口である市道交差点から団地内道路沿いには、ごみが散乱し、ごみの不法投棄があり、地域住民も困っている状態があります。地域住民の中には、小さな子どももおり、教育や環境上、防犯上においても問題であると考えます。また、今後NEDOの施設の実験が本格化すれば、視察の回数が増えることが予想されますし、視察に来られる方などに対して、当市の姿勢として、マイナス要素を与えてしまうと思います。特に夕方以降は、団地入り口交差点からハイテクセンターまでの間は暗く、交差点入り口にある空知団地看板にも電灯がなく、企業誘致をする環境が必ずしも良いとは言えず、ごみ対策や団地入り口周辺的环境



整備は、急務であると考えます。そこで、不法投棄を防ぐ策として、周辺に街灯をつけるなどして、対策を講じてはどうでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

2つ目ですが、先ほど、観光客などの受け入れ態勢の現状と今後の展開について、ご答弁がありました。先日、第4回臨時会においての国内外観光客誘致対策事業と関連しますが、言語語学対応するスタッフにおいても、近年、日本、北海道への海外観光客の増加に伴い、観光業や飲食業など既に人材不足が始まっているとお聞きしています。海外観光客へのおもてなしの部分でもありますので、今後、増大が予想される海外観光客の受け入れ準備として、語学対応スタッフの準備、育成する策として、私としましては、サテライト・キャンパスの活用やその関係大学との連携、インターンシップ、留学生の受け入れなど、また、他の海外大学との連携やインターンシップなど、語学堪能な市職員の採用や市職員の研修・育成が必要になると考えますが、市長にお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 松山議員の質問にお答えいたします。

初めに、団地周辺の環境整備についてであります。ゴミに関しましては、今後、NEDOの実証施設の視察回数の増加が予想されるため、ゴミがないように、不法投棄防止看板の設置や、ゴミ拾いの回数を増やすなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

また、街路灯につきましては、団地全体の防犯にも関わることでありますので、美唄ハイテクセンターや空知団地企業誘致推進会議

と調整を図りながら、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、多言語に対応した人材育成の取り組みについてであります。市職員の採用に当たっては、現時点では、語学力に特化した採用は難しいものと考えております。今後におきましては、職員の語学力の向上を図るとともに、サテライト・キャンパスや地域人材開発センターで実施する語学講座などを活用し、外国人観光客の受入に必要な対応ができる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

1番、森川明議員。

●1番森川明議員（登壇） 平成27年第4回市議会に定例会にあたり、大綱6点について、市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱1点目は、TPPの大筋合意についてです。既に同僚議員から質問がありましたけれども、問題点、接点等に違う面もありますので、質問をいたしたいと思っております。TPP交渉の日米などの12カ国は、10月5日、アメリカ、アトランタで大筋合意をしました。内容は、主要な米輸出国であるアメリカとオーストラリアに無関税の特別輸入枠を設け、アメリカ向けは3年間で5万トン、その後毎年2,000トンずつ増やし、13年目から7万トンに、オーストラリアは最初、3年間は6,000トン、これも段階的に増やし、13年目から8,400トンとなるもので、大変な輸入増となるものです。わかりやすくあらわしますと、隣の岩見沢市の2014年米生産量が4万4,000トンです。既に3年まではそれを大きく上回り、とんでもない数量となるのです。そのた

めに政府は、市場から買い上げる備蓄米量を現在の約 1.5 倍の 33 万トンに増やし、輸入分の増加を吸収したい考えで、この備蓄米は飼料向けなど 100 万トン程度と決まっていますが、期間を 5 年から 3 年に短縮することで、年間の買い上げ料を増やしたいようですが、現在、生産調整面での飼料米転換も促しております。長期的には、全く触れられておりません。さらに、膨大な保管料、国の財政負担が年 100 億円以上に増えるのです。内容を検討してみますと、主要 5 農産物の関税維持を求めた国会決議を守ったとの認識、農家の受け止め方等には溝が深く、将来展望は持てず、深刻な状態です。政府は負の面を語らず、メリットばかりを強調していますが、大枠は守っておらず、1993 年に合意した関税貿易一般協定いわゆるガット・ウルグアイラウンドでは対策費が膨らみ、6 兆円ばらまかれた例もあるのです。この時に対策費は、温泉施設の建設や農道の整備に使われ、失敗したと当時の元農水大臣の暴露も出ました。全額ありきのばらまき、このように関連もないものまで予算がつく今回の T P P も絵に描いた餅になるのではないかと危惧しています。さらに、安心安全対策にも問題があります。抗生物質やホルモン剤が含まれた食肉や残留農薬がある農産物、遺伝子組み換え原料を使用した食品が日本中に溢れる危険があるのです。輸入食品の検疫についても人員を減らしています。輸入件数に対する検査割合は、調査をしてみますと、驚くことに急降下し、輸入品の 9 割が、未検査で市場に流通しており、T P P によって輸入品が増えれば、検査率が減り、今以上に安全を脅かすことになり、何よりも行

政検査の比率は、20 年前の 5 %から 2.6%に半減し、輸入急増に検査体制が追いつかない現況なんです。私も外国産米、小麦等、検査に従事した経験があります。冷害の年に米不足のために、外国産米を輸入しましたが、状況は酷いものでした。例えば、中国産米は、小石等の夾雑物、くず米が混入しており、アメリカ産は、麦については、ポストハーベストにより、葉漬けの状態で、安心安全に多くの改善点がありました。現在、この検査はすべて植物検疫以外、穀物検定協会等々、民間企業に移り、人員減の中で、大変な業務が予想されます。北海道は、1 兆 5,846 億円の影響額になると試算しました。日本経済は、工業部門に特化し、農業比率は極端に低くなり、このままでは、事実上消滅する危険が強く、首相は農業は守ると話しているものの、音を立てて離農は加速されることが予想されております。市においても現実的に考えられる点であります。国民の食を守るため、地域社会が犠牲の上に成り立つような異常な T P P 協定は、断固許されません。

伺いたい点は、①として、今回の合意に対する市長の受けとめ方。

②は、市の試算した影響額について伺います。

大綱 2 点は、林業振興についてです。

(1)として、市の林業振興についてです。農林水産省の発表した「センサス」では、全国の森林面積は 2,481 万ヘクタールで、国土面積の割合では、66.5%を占めています。北海道は、日本の森林面積の 4 分の 1 を占める全国有数の森林大国です。1960 年代前後に盛んに植樹された人工林が育ち、多くは、現在

伐採期を迎えています。北海道水産林務部、ここに資料も膨大なのがありますが、森林面積は平成26年4月1日現在、554万1,520ヘクタール、うち国有林が306万1,889ヘクタール、民有林が、道有林、市町村有林、私有林を含め247万9,631ヘクタールとなっており、さらに空知総合振興局は、そのうち37万2,254ヘクタールです。内訳は国有林が19万9,981ヘクタール、民有林が17万2,274ヘクタール、そのうち道有林が6万3,649ヘクタール、市町村有林が2万1,029ヘクタール、私有林が8万7,596ヘクタールに分類され、道内は、上川、オホーツク十勝3振興局管内で、226万9,703ヘクタールの40%を占めています。さらに森林づくり施策の基本方針では、全国的に北海道も含め伐採、間伐、植樹ができない、いわゆる裸の山が高齢化、後継者不足等で増えている中で、北海道にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り育てるため、将来の世代たちに引き継ぐべく、100年先を見越す森林づくりが今、進められております。日本は森の国です。その森が荒廃しないように、森林を守り育て、日本の国土を守ることで森林は、地球温暖化防止、二酸化炭素吸収という大きな役割を示していることです。市も山に囲まれておりますが、林業振興について、次の点を伺います。

①は、市の国有林、市有林、私有林の面積と比率。

②は、市有林の伐採、植樹の計画と進捗状況。

③は、エゾシカ等動物の病害対策についてです。

大綱3点目は、少年法の適用年齢引き下げ

と、飲酒、喫煙年齢引き下げについてです。

(1)として、少年法の適用年齢引き下げについてですが、選挙権年齢の18歳以上の引き下げに伴いまして、少年法の適用引き下げ年齢について、賛否両論のある中で、18歳、19歳への更生の機会を奪う事から、慎重論もあります。しかし、6月に成立した改正公職選挙法、いわゆる公選法を見ますと、附則で民法の成人年齢や少年法の適用年齢について、公選法との整合性を取るため、必要な法制上の措置を講ずるべきと規定があります。ドイツでは、18歳から20歳は、精神の成熟度や犯罪に至るまでの事情を総合的に判断をした上で、「年少成人」と位置づけ、少年法と刑法のどちらを適用するかを決定しておりますし、刑法を適用した場合でも、通常より刑期を短くする規定があります。現状の少年犯罪は、監護措置から少年審判開始の決定、検察官送致か少年院送致などの保護処分となるわけですが、少年犯罪が多い中で、少年法改正は、社会的な影響が大であり、私自身は改正すべきであると思っております。

伺いたい点は、①として、状況の変化に鑑み、市長の考え方を伺います。

(2)として、酒・たばこ18歳解禁についてです。民法上の成人年齢を18歳に見直した上で、飲酒や喫煙の解禁年齢も18歳以上に引き下げるべきとの意見が、自民党の特命委員会等で多く出されました。これ等も6月に成立した改正公職選挙法との整合性で、飲酒や喫煙、公営ギャンブルも成人として責任を持たせる観点から、18歳以上にすべきとの考えが大半を示したとの報道がありました。18歳といえば、高校3年生です。一部の生徒に飲

酒や喫煙を許されることから、自己責任で認めるべきとの意見もある中で、18歳、19歳の健康への影響も十分考慮していかなければならないと思うわけです。日本医師会の指摘のように、若いころから飲酒や喫煙を始めるほど、依存性や生活習慣病、がんなど、健康への悪影響が多いとされ、そのため、事故や暴力など社会問題へのリスクも高まるとの専門家の意見も多くあります。法律上、飲酒、喫煙ができる高校生が学校に混在し、指導が困難を極める等、学校の指導面を考えた場合、拙速なる引き下げは、避けるべきで、当面、反対せざるを得ません。

伺いたい点は、情勢も変わってきましたけれども、①18歳解禁を市長はどのように考えているかを伺います。

大綱4点目は、非正規労働者の実態についてです。

(1) 非正規労働者について、2015年度の最低賃金は、全国で798円、北海道764円で、北海道は、昨年より16円引き上げ、2007年度から9年連続10円以上引き上げ、10月8日から適用となりました。これは、2002年度以降で最大の幅といわれており、週40時間労働で単純計算をすれば、年収は150万程度にとどまり、大企業は大幅な賃金上げに踏み切ったと言っていますが、最低賃金で働くパートなどの非正規労働者が多い実態です。また、最低賃金の目標は、2020年までに全国最低800円と確保し、全国平均1,000円を目指しています。特に、首相は11月24日、最低賃金を毎年3%程度ずつ引き上げ、将来は全国平均で1,000円を目指すべきと関係閣僚に環境整備を指示しています。実態は、厚生

労働省が11月に発表した就業形態調査では、高齢者の再雇用やパート労働者の非正規労働者が40%で、前回の38.7%より若干増えました。1987年の調査開始以降、初めて4割にも達しているのです。この調査は、従業員5人以上の民間企業のほか、公立の学校、病院等も加わり、毎月実施の総務省労働調査の非正規雇用の分類とは、やや異なる面があるとしても、正社員以外を雇用する理由は、賃金の節約が38.6%と多く、非正規労働者が増え続けています。北海道経済部労働政策局の資料があるのですが、全国の役員を除く雇用者5,249万人のうち、非正規労働者が1,962万人、37.4%、北海道は役員を除く雇用者211万人のうち、非正規職員従事者が84万人、39.8%で、仕事がないために、不本意ながら非正規で働いている実態が浮き彫りになっています。生活は大丈夫なのか、明日も見えない状況にあるということです。

そこで伺いたい点は、①として市の非正規労働者の実態。

②改善に向けた今後の対策についてです。

大綱5点目は、18歳選挙権に伴う政治活動についてです。

(1) 18歳選挙権に伴う政治活動副教材について、教育長に伺います。文部科学省は、高校生の政治活動や選挙運動を条件つきで認める新たな通達を出しました。来年の参議院選から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたためのもので、また、副教材が370万部発行され、教員向け指導資料約20万部配布予定で、既に高校には届いていることと思います。この資料、中立かつ公正の立場で、公職選挙法違反の注意点が記述され、教員は現実

感を持って活用し、理解を授業に反映させるのか、とまどいも多く課題もあるわけです。政治活動の制限、禁止が多く、生徒個々の行動が萎縮してしまうのではないかと危惧もされます。

伺いたい点は、①として、すでに各学校に高校生向け、美唄は道立が2校ありますが、配布済みなのかどうか。

②として、教員は教材をもとに、どの範囲まで教えられるのか。

③は、教員は主義主張も必要と思われま政治的中立とはどういうことなのか。

④は、生徒は逆に萎縮してしまうのではないかという点です。なお、この件につきましては、高校になりますと、空知教育局高等科、あるいは道など、若干、美唄市の教育機関と異なった面がありますが、通達あるいは教材等をもとにお答えをいただきたいと思ひます。

大綱6点目は、クリアファイル調査についてです。

(1) 政権批判のクリアファイル調査について、元海軍大尉、俳句協会名誉会長で小林一茶、種田山頭火の研究者でも知られる俳人、金子兜太さんのクリアファイルを学校の教員が机に置いていただけで、ある道議の指摘で、北海道教育委員会は、札幌市立を除く各学校の調査に乗り出したことに何か異常さを感じています。北海道の小中高約1,700校に対し、調査票を作成、教職員の名前や状況等を書くなど、職場内での密告を奨励するような行為は、行き過ぎだと思っております。教材に使われたわけでもなく、持っていたということで、教員の主義主張は尊重されるべきで、この調査は、思想・信条の自由に反する恐れが

強いと思われます。

伺いたい点は、①は、調査の内容。

②は、市内の調査実態。

③は、法に違反とすれば、どの点か。机に置いただけで、もし、処分となれば、前代未聞の行為であります。

●議長小関勝教君 森川議員に聞きます。

今の質問内容の中の大綱4点目、非正規労働の実態についてのところで、市長への質問内容が、市の非正規労働の実態と改善に向けた今後の対策という2点になっていたんですけども、この2点でよろしいんですか。

●1番森川明議員 はい。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、TPP大筋合意についてであります。私としましては、このTPPの合意内容は、都市部の経済に大きな効果が期待される一方、本市を含め、農業を基幹産業とする地方都市にとっては懸念・不安が多々あるものと受け止めておりますことから、国は、今後とも、合意内容を丁寧に説明するとともに、大綱に盛り込まれた内容について、予算化や法の整備などが確実に実行される必要があると考えており、今後とも北海道市長会との連携を通じて、北海道、そして美唄市の農業が持続的に発展していくことができるよう、引き続き、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、TPPによる影響額についてありますが、現在、北海道において、具体的な影響予測の判断指標について検討していることから、本市の影響予測につきましては、今後

示される北海道の指標を参考に判断してまいりたいと考えております。

次に、市の林業振興についてであります。はじめに美唄市内における、国有林、市有林、私有林の面積と比率については、直近の平成26年度北海道林業統計で申し上げますと、総面積1万2,266ヘクタールのうち、国有林は1,780ヘクタールで14.5%、道有林は3,442ヘクタールで28.1%、市有林は739ヘクタールで6.0%、私有林は6,305ヘクタールで51.4%となっております。

次に市有林の伐採、植林の計画進捗状況についてであります。昭和40年に、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センターと分収造林契約を行った南美唄の「一の沢市有林」において、現在、そらち森林組合とともに、林齢や作業道等の状態を判断しながら間伐作業を実施しており、平成26年度は4.64ヘクタールを実施し、平成27年度は6.87ヘクタール、平成28年度は8.56ヘクタールを予定しております。

また、平成29年度以降につきましては、奈井江町との境界にある「東美唄市有林」の育成状況を調査し、事業の実施が可能と判断された場合は、保育・間伐を行ってまいりたいと考えております。

次に、エゾシカなどの動物と病害対策についてであります。市有林の林道などの草刈りや、その他管理作業を委託している「そらち森林組合」からは、若干の食害は見受けられるものの、分収造林事業に大きな影響が生じるような被害はないとの報告を受けております。

また、病害対策としては、私有林に調査地

を定め、毎年3回、野ねずみの発生調査を実施しているほか、年1回殺鼠剤を空中散布しているところであり、今後とも関係機関と連携し、森林の保全管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、少年法の適用年齢引き下げについてであります。選挙権年齢の引き下げに関する公職選挙法の改正附則において、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる旨の規定が設けられました。

少年法の対象年齢につきましては、昭和23年の現行少年法の制定時に、18歳未満から20歳未満に引き上げられており、保護処分等が再犯防止に有効であったとされる意見がある一方、凶悪な少年犯罪が発生すると、厳罰化や適用年齢の引き下げを求める声が上がっております。

私としましては、少年法が果たしてきた役割と、公職選挙法、民法等による成年年齢の考え方などを含め、刑事司法全般において若年層をどのように取り扱うのか、慎重に進める必要があるものと考えております。

次に、飲酒、喫煙年齢の引き下げについてであります。18歳、19歳の年齢にある者は、選挙権という重要な権利を得ることから、責任が伴う飲酒喫煙についても自らの判断でできるようにすべきであるなどの意見がある一方、日本医師会からは、飲酒開始年齢が低いほどアルコール依存症になる確率が高くなることや記憶力への影響、喫煙では、がんに限らず脳卒中、心筋梗塞など様々な疾病のリスクの増大や、脳の発育にも影響を与えるとの指摘があるほか、学校においては、校則で制

限をしても混乱を生ずることが予想されます。

私としましては、公職選挙法等による成年年齢の考え方に加え、医学的見地や社会的影響の観点からも、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

次に、非正規労働者の実態について、本市における非正規労働者の実態についてですが、本年度の分析結果は現在集計されておりませんが、昨年11月の労働基本調査では、非正規雇用者は36.3%となっており、全国、全道と比較し、ほぼ同様の雇用形態になっているところであります。

また、非正規労働者を雇用する理由については、「人件費が割安となること」が23%、「単純作業が多いこと」や「季節的な繁忙を補うため」と回答した企業が、それぞれ14%となっているところであります。

次に、雇用環境の改善に向けた対策についてですが、市では、事業者に対して、企業訪問時、国の中小企業労働環境向上助成金やキャリアアップ助成金などの活用により、非正規労働者の正規雇用化への転換を促しているとともに、本年度から地方創生交付金を活用し、地域人材開発センターで実施する人材育成・技能習得講座の支援策を充実させるなど、非正規労働者の方々が、安心・安全に働くことができる環境づくりに努めているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 森川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、政治や選挙等に関する高校生向け副教材等についてですが、配布状況につきましては、美唄尚栄高等学校、美唄聖華

高等学校とも、11月の下旬ごろに配布されていると、うかがっております。

次に、副教材を活用した指導についてですが、平成27年10月29日付けの、文部科学省の通知によりますと、「政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること」と記載されております。また、教科においては、公民科での指導を中心として、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して、適切な指導を行うよう示されております。

次に、「政治的中立」についてですが、同じ文部科学省の通知によりますと、「高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、『特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育、その他政治的活動』は禁止されていることに留意することが必要である」と、示されております。

このことから、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため、公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから、法令に基づく制限などがあることに留意することが必要であるとされております。

次に、指導の在り方については、同じ文部科学省の通知によりますと、現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が有権者として、自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層、具体的かつ実践的な指導を行うこととされており、生徒が主体的に考え判断することを妨げることをしないよう留意する

ことについても触れられております。

次に、校内におけるクリアファイルの配付等に関する調査についてであります。この調査は、本年8月に、道内の一部の道立学校で、「アベ政治を許さない」という文言が入ったクリアファイルの配布が確認されたことから、北海道教育委員会が、道立高校、札幌市を除く道内の公立小・中学校、定時制の市町村立高等学校について、各学校の状況を把握するため実施されたものです。調査事項としては、当該クリアファイルを、校内で職員が「配布しているところ」を見たことがあるか、校内で「置かれている」「放置されている」「職員が使用している」ところを見たことがあるか、また、見たことがある場合はその状況等についてという内容でありました。

次に、調査結果についてであります。市内小中学校では、当該クリアファイルの配布や置かれている等の回答はありませんでした。

次に、法令との関係についてであります。平成27年10月14日付け北海道教育委員会通知によりますと、『「〇〇政治を許さない」「〇〇政治打倒」「〇〇政治反対」などの文言が印刷されたクリアファイルを職員室の自分の机の上に置いたり、校内で個人的に使用する行為は、直ちに人事院規則第6項に規定する「政治的行為」に当たるとは言えないが、児童生徒や保護者の目に触れ、誤解を招く恐れがある。』との記述があり、学校教育に対する道民の信頼を損なうことのないよう、適切な指導が、求められているところであります。

●議長小関勝教君 一般質問中ですが、森川議員の再質問は午後からといたしたいと思っております。

午後1時まで休憩いたします。

---

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

---

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

森川議員の再質問から入ります。

1番、森川明議員。

●1番森川明議員 自席から意見を含めまして、何点か再質問をいたします。

1点目のTPP大筋合意についてですが、連日、マスコミで報道されております。TPP、特に農業部門の米につきましては、ずっと述べてきましたけれども、アメリカ産だけで、当初5万6,000トン、それから13年には7万8,400トンに増え続け、また、オーストリア産があり、さらにミニマムアクセスとして、最大77万トン、うち主食用は上限10万トンの現状からして、本当に驚くような輸入量のTPP大筋合意です。備蓄を増やす理由、それから3ないし5年後には飼料米とする理由、現在の飼料米の状況からして、どうして増やさなければならないのか。どうなるのか、その辺がわかりません。無理やり押しつけた感がしております。外国産米を仮に市場流通量が変わらなくても、安い輸入米ということで優先的に使えるメリットがありますので、すぐ業界は飛びつくことでしょう。食堂のどんぶり物を注文したら、中身はほとんどアメリカ産であったという可能性だってあるんです。この影響ははっきりしておりまして、すべてが視界不良の状況となります。世界で日本の米を食べたい富裕層が多く、輸入増の期待が



あるとの説は、これは一部分です。これも難しいことです。市で行われた政経セミナーで、北海道の農政部長の「TPPは米には影響ない」との発言が新聞に掲載されていました。理由は、アメリカ産米は、きらら397より食味が下で、外国の富裕層に、道産米は売れるとの軽々しいあの発言は、認識不足で、もっと多角的に勉強してほしいと言いたいぐらい、とんでもない誤った発言なんです。その場に私がもしいたら、質問したでしょう。アメリカのカリフォルニア産金印は、もともと日本に輸出向けに品種改良が何回も進められ、常にコシヒカリ超えを目指していました。食味試験に何度も参加しましたが、香り、匂い、食味も、国内産よりアメリカ産を上にしてしまったほどです。長粒種と違いカルトンの上では見分けがつきにくく、日本向けに改良されていたのを思い出しました。このたびのTPPによって、特に大幅な輸出枠で、国内産は価格が下がることは、はっきりしております。生産意欲が減退し、農家人口が音を立てるように、想像以上に進んでいるという現況の中で、農業そのものの危機がせまってきました。そして、あのガット・ウルグアイラウンドの失敗が再びばらまき補助金行政によって繰り返されること請け合いです。いずれにしても、秘密裏に交渉が進み、わからない部分が多い中での合意であり、国内の第1次産業は、このような打撃があるわけで、食料自給率は一体どうなるか。食品の安全対策は確立されているのか。首相はこの間、農家には迷惑をかけないと言っていましたけれども、国内で持続可能な農業確立に向けて、道筋は何も示していません。農業も崩壊の一途をた

どる危険大です。どのように進めるのか。臨時国会も開かれていないこの現状、協定案に対する論議不十分、この一言で、政府は逃げ回っているようにしか思えません。市長の考え方を知ることができましたが、1点のみ再質問をいたします。

答弁で、北海道市長会との連携を通じて、対策等ありましたが、TPP賛否の中で、全国市長アンケートが行われたようで、反対が道内77%という大きな見出しで、危機感が浮き彫りになっていました。全国結果をどう受け止めているのか、その点について伺いたいと思います。

2点目は、林業振興についてです。森林管理局によれば、苗木が早く育つかラマツなどの針葉樹とは別に、大きくなるのに100年以上もかかる素性のよいミズナラなどを残し、その下にトドマツを植え、ミズナラが太く大きくなる前にトドマツを2回伐採するという息の長い取り組みが求められているそうです。針葉樹と広葉樹の入り混じった針広混交林化と言うそうですけれども、国有林に広がっており、国有林の植樹1㎡なんと60万から70万もかかるということです。安い北欧産の輸入で、価格低迷に悩まされて、植樹には多くの予算を回せない国の懐事情もあり、森林行政も手探りの部分も少なくないと話していました。動向として、個人所有の山には、仕事がしやすく、育てるのが早い、針葉樹を植えるのが、どうしても多くなっています。先ほど述べました針広混交林化は、豊かな山林を有効なミズナラ、北海道内に広葉樹として山の宝と言われております。この公有林を後世に残し、また、根が深いので、山崩れなど災

害にも強く、これも森林管理局は、植える大きな理由と申しておりました。ドイツに関する資料では、ドイツの木材自給率が100%、森林労働者は日本は5万人に対し、83万人も管理しており、行き届いているのです。日本林業の自給率といえば、1950年代は、90%以上ありましたが、1964年に木材輸入が完全自由化されると、急激に減り、一時は20%以下になりました。最近の統計では、若干、輸入材の高騰で自給率は上がったものの、30%には届いていません。林野庁は、2016年からマンションなど、4、5階建て木造ビルの普及に乗り出しています。このことが、国産材の自給を増やす林業再生につながるのがねらいなのです。しかし、林業が、成り立たないために林業労働者、技術者、木工所がなくなり、木材製品、家具も作れない状況もこれありで、農山林集落が崩壊しようとしており、国は、林業政策にもっと力を入れるべきであり、予算実行面での悩みを抱えています。市の林業面積と比較もわかりました。また、伐採、植樹の計画等、さらに野ねずみ等の対策を含め、森林の保全管理に努めたいとの答弁でした。

1点のみ再質問いたします。岩見沢市では、公共建築物等の建設で可能な限り、木質化を図るために、道産材を活用する方針を策定しました。市も地域材の活用、利用促進に向けて、取り組む考えはどうかということをお伺いしたいと思います。

3点目、少年法の適用年齢の引き下げと、飲酒、喫煙年齢の引き下げについてです。少年法の適用年齢の引き下げについてですが、自民党特例委員会の動きもあり、情勢が変わりつつある観点から、あえて市長に考えを伺

いました。昨日の新聞では、父を刺殺容疑で19歳の少年が逮捕、仙台、伯父射殺容疑で高校3年生の男子逮捕、石川県七尾市等少年犯罪の事件が、掲載されておりました。少年法の改正は、20年以上と刑罰を区分する年少成人の位置付けた改正に、委員会も賛同していましたが、慎重論も根強くあることも事実です。市長は医学的見地や社会的な影響の観点から、慎重論の答弁でした。法改正には、まだまだ多くの議論が必要とも思いますが、早急な結論を望んでいる方も多くいる点については、見守りたいと思っております。冒頭申したように、私は引き下げに賛成の1人です。

2点目の喫煙年齢の引き下げについて、いわゆる酒・タバコ18歳解禁についてです。この件についても自民党特命委員会の動きがありました。賛否両論があることも事実です。賛成として、酒やタバコは、大人の象徴であり、権利・自由与えることで大人への自覚を呼べるとしていますが、公営ギャンブルにしても、酒、タバコにしても、成人としての責任を持たせるべきとの意見には違和感を感じます。思い出すのは、飲酒によって、成人式が我が物顔になり暴れまわる姿、毎年全国のどこかで起きています。今度は常々酒のせいにする、そういう言い訳をすることでしょう。タバコよし酒よし、ギャンブルよしでは、統制は困難で、自治体も何かと苦勞が予想されるわけですね。市長は、慎重に進める姿勢ありとの答弁でしたけれども、社会的に合意がとれるまで議論すべきであり、その点については、同感です。再質問はありません。

4点目、非正規労働者の実態についてです。北海道内は最低賃金レベルで生活をしている

人が2万から2万5,000人と推計され、ここ2年、給与が物価上昇に追いつけず、実質賃金指数のマイナスが続いており、依然として厳しい暮らしを余儀なくされています。首相は景気は上向きと言っていますが、中小企業を守るための働きかけを強化し、賃金が上がれば購買意欲が増えますし、また、人口流出面を防ぐためにも、企業誘致とあわせ、地方の賃金アップは欠かせません。現状は、アベノミクスでも一向に成果、実感が改善されず、4割を超えた非正規労働者の明日も見えない状況にあるといっても過言ではないと思います。ただ首相は最近、最低賃金を3%あげ全国平均1,000円にするべく、環境整備を指示しました。また、103万円の壁、130万円の壁の見直しを検討すると言っています。これは大変よいことです。パート労働者の妻が、年収103万以上を超えると、夫の配偶者控除が使えなくなり、妻は本人所得税がかかり、さらに130万以上となれば、妻が扶養から外れ、妻本人に社会保険料の支払い義務が生じます。女性の就労を促す点で考えれば、2つの壁は改善すべきであると思います。最低賃金が上がればアルバイトやパートといった非正規労働者の待遇改善につながり、春闘労働者側の追い風となり、ぜひ実現に向けて動き出してほしいと思っています。北海道の中小企業の9割が、最低賃金をベースにしており、円安原材料の高騰等で賃金の引き上げは収益性から、中には廃業に結びつくとの危機感もあることも承知しております。税の軽減措置等も守らなければなりません。非正規労働者の数は全国全道と比較して、市も大体同様な雇用形態となっています。このような状況から、

勤労意欲や能力を十分に発揮できる雇用環境を整えるべく市も働きかけを強めていただくこと、傾注すべきこと、このことをお願いしておきたいと思います。再質問はありません。

5点目の教育関係では、18歳選挙権に伴う政治活動についてです。市にも2校道立高校があり、高校生の政治活動や選挙運動に関しての通達等、さらに副教材も発行されました。それ等をもとにして、答弁をいただきましたので、この件については、再質問はございません。

最後に6点目のクリアファイル調査についてです。答弁の中で、北海道教育委員会の通知、クリアファイルを教職員の自分の机に置いたり、校内で個人的に使用する行為は、政治的行為にあたるとはいえないが、児童生徒や保護者の目に触れ、誤解を招くおそれがあるとの項目がありました。法的に問題があるということも明言しておりません。このような通達、信頼関係が薄らぎ、不信感が残るだけです。また、教職員の思想・信条の自由に関するものがあります。再質問は、教職員の主義主張は尊重されるべきで、クリアファイル調査は内容を見ても露骨です。金と時間をかけての実施は、ギスギスした職場環境になってしまうと危惧しています。この件について市議会定例会において、質問があった旨、空知教育局北海道教育委員会に伝えていただきたい、この点をお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに全国首長アンケートの結果についてであります。私としましては、道内77%が

反対した要因は、T P P大筋合意の内容が十分国民に説明されていないことに加え、北海道の農林水産業が立ち行かなくなるとの不安が大きいことによるものと考えております。

このことから、先程ご答弁申し上げましたが、国は、国民に対して合意内容を丁寧に説明するとともに、大綱に盛り込まれた内容について、着実に実行して行く責務があると考えておりますので、引き続き、北海道市長会との連携を通じて、国や道に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、公共建築物への地域材の活用についてであります。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、本市におきましても、平成26年度に「美唄市地域材利用推進方針」を策定したところであります。

市では、これまでも、関係各課と連携を図りながら、公共建築物への地域材の活用について仕様書等に付記してきたところでありますが、地域材を積極的に活用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制による地球温暖化の防止にも繋がることから、今後とも、その活用について促進してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問にお答えいたします。

クリアファイルの配付につきましては、本市の小中学校におきましては、そのような事実も、問題もなかったところであります。議員からお話のありました点につきましては、

私といたしましては、受け止めさせていただきたいと考えております。

---

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

---

午後 1 時 2 0 分 延会